

広島県告示第六百五十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和八年五月二十八日

広島県知事 横 田 美 香

告示番号		令和元年広島県告示第八百二十七号		
所在地		広島県福山市沼隈町大字中山南及び同市沼隈町大字上山南地内		
土砂災害警戒区域	区域の名称	黒瀬（五三六二―二三）	急傾斜地の崩壊	土砂災害発生原因の自然現象
	区域の名称	黒瀬（五三六二―二三）	急傾斜地の崩壊	土砂災害発生原因の自然現象
土砂災害特別警戒区域	区域の名称	黒瀬（五三六二―二三）	急傾斜地の崩壊	土砂災害発生原因の自然現象
	区域の名称	黒瀬（五三六二―二三）	急傾斜地の崩壊	土砂災害発生原因の自然現象